

業務用資産以外の損失発生直前の簿価について

業務用資産以外 ⇒ 取得価額等 - 減価の額（耐用年数を1.5倍した年数による旧定額法での償却費相当額×年数）

[計算例]

- ・ 自宅用の木造住宅
- ・ 平成19年10月20日に新築
- ・ 取得価額：30,000千円
- ・ 法定耐用年数：22年

→耐用年数を1.5倍した年数による旧定額法の償却率

= 22年 × 1.5 = 33年（1年未満の端数切捨て）（旧定額法の償却率：0.031）

- ・ 令和7年1月1日に損害が発生

①減価の額

= 耐用年数を1.5倍した年数による旧定額法での償却費相当額 × 年数

= 取得費 - 残存価額 × 償却率 × 年数

= 30,000千円 - (30,000千円 × 10%) × 0.031 × 17年

= 14,229千円

（注）1年未満の端数が生じた場合は、6か月以上は1年とし、6か月未満は切り捨て

②損失発生直前の簿価

= 取得価額等 - 減価の額

= 30,000千円 - 14,229千円

= 15,771千円